

—これからの障害福祉サービスの在り方について—

障害のある人たちが、その状態に関わらず、それぞれの地域の中で安心し、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、障害のある人たち**本人を中心とした支援**を行うことを大原則とした上で、「**権利擁護**」「**社会生活支援の推進**」「**重度化高齢化への対応**」「**専門性の向上**」の視点を持つことに加え、「**良質な福祉人材の確保・育成**」と「**サービスの質の評価の仕組みの構築**」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠と考えます。今後、**横断的、包括的、継続的**な議論を進めていただくよう提案します。

良質な福祉人材の確保・育成の推進

サービスの質の評価の仕組みの構築

住まいの支援

○個々のニーズに基づく支援の提供、社会参加の促進、選択肢の拡大に向けた、施設入所支援と日中活動の役割の明確化
【障害者支援施設】

≫暮らしの場の充実と多様な日中活動等の利用促進

○どんなに重い障害があっても何歳になっても、安心して住まい続けることのできる住まい支援の専門性の向上
【施設入所支援】

≫夜間支援体制のさらなる充実

【グループホーム】

≫介護給付への移行と世話人の生活支援員への統一

○個別性・QOL向上に向けた小規模化・ユニット化の促進
【障害者支援施設】

≫個室化、小規模化、ユニット化の促進

【障害児入所施設】

≫地域に根差した少人数の暮らしの場の創設

○児童期から成人期への円滑な移行の推進
【障害児入所施設】

≫「自立支援システム」の構築と「自立援助ホーム」等の創設

○発達期におけるサービスの役割と機能の整理
【児童発達支援センター・児童発達支援・放課後等デイサービス】

≫児童発達支援(センター・事業・放デイ)の役割・機能の整理

≫地域の中核を担うセンターの役割・機能の強化

≫教育現場等との連携

≫教育現場等との連携

こどもの支援

社会生活の支援

○どんなに重い障害があっても、当たり前の日常生活を送ることができる体制の整備
【生活介護】

≫より役割と機能に即した名称の変更(「社会生活支援事業」)
【居宅介護・移動支援および送迎等】

≫移動支援のコミュニケーション支援も含めた個別給付への転換

○個別ニーズへの対応と就労のさらなる促進
【就労系事業共通】

≫各事業の機能と役割の整理

○福祉と他分野(教育・労働)の連携
【就労継続支援】

≫一般就労と就労支援サービスの併用による支援

≫福祉的就労未経験者の円滑利用

≫障害者就業・生活支援センターの在り方の見直し

≫障害者就業・生活支援センターの在り方の見直し

≫就労アセスメントの分野を超えた共有・協働

働くことへの支援

○地域の強みを活かした、ネットワークによる支援の促進
【基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・基本相談・計画相談】

≫複数事業所のネットワークによる支援の推進と地域共生社会

≫複数事業所のネットワークによる支援の推進と地域共生社会

≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることが

≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることが

≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることが

≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることが

相談支援

本人中心